

令和2年度第3回

立川市介護保険運営協議会会議録

令和2年10月5日（水）

立川市福祉保健部介護保険課

■ 日時：令和2年10月5日（月曜日）午後3時00分～5時00分

■ 場所：立川市役所 1階 101会議室

■ 出席者：（敬称略）

◎ 日本社会事業大学 教授	下垣 光
○ りは職人でい	南雲 健吾
弁護士	岡垣 豊
社会福祉法人立川市社会福祉協議会	鉢嶺 由紀子
立川市民生委員児童委員協議会副会長	河野 はるみ
至誠特別養護老人ホーム	鈴木 篤
老援団幸町居宅介護支援事業所	峰岸 康一
立川訪問看護ステーションわかば	尾崎 多介代
市民公募（第1号被保険者）	西村 徳雄
市民公募（第1号被保険者）	八木 和夫
市民公募（第2号被保険者）	石川 恭子
市民公募（第2号被保険者）	宮本 直樹

[職員]

保健医療担当部長	吉田 正子
介護保険課長	白井 貴幸
介護保険課介護給付係長	竹内 亜喜
介護保険課介護保険料係長	山口 智子
介護保険課介護認定係長	渡部 光生
介護保険課事業者係長	高瀬 邦也
介護保険課介護給付係	皆村 拓哉
介護保険課介護給付係	中内 美咲
高齢福祉課長	小平 真弓
高齢福祉課業務係長	久保田 耕一
高齢福祉課在宅支援係長	石垣 裕美
高齢福祉課介護予防推進係長	杉山 裕一
高齢福祉課地域包括ケア推進係長	伊藤 和香子

[コンサルタント]

(株) 総合環境計画	白江 真二
	福井 瑠菜

午後 3 時 00 分 開会

【1 開会のあいさつ】

- 会長 定刻となったので、第 3 回介護保険運営協議会を開催する。それでは、初めに事務局から資料の確認をお願いする。

【2 資料確認】

- 介護給付係長 本日の協議事項、報告事項に係る資料の確認をさせていただく。事前にお送りした資料等で本日ご持参をお願いした資料だが、資料 1 「(第 8 次・期) 高齢者介護福祉計画 (第 3・4 章) の素案」については、本日差し替えの資料を配布しているので、確認をお願いする。資料 2 「(第 8 次・期) 高齢者介護福祉計画の構成」について、資料 3 「高齢者を取り巻く状況と課題 (第 2 章)」と資料 1 を含めて 3 点になるが、本日持参していない資料があれば、申し出ていただければと思う。

次に本日お配りした資料だが、議事次第、差し替えさせていただいた資料 1 「(第 8 次・期) 高齢者介護福祉計画 (第 3・4 章) の素案」について、資料 5 「令和 2 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金評価指標の該当状況調査」について、資料 6 「介護人材緊急確保対策事業」について、資料 7 「介護サービス事業者緊急支援事業」について、資料 8 「地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の開設・廃止について」をお配りしているが、不足等はないか。

議事次第にも記載しているが、開催通知では資料 4 「介護保険事業に関する見込み (第 5 章)」についても本日報告を予定していたが、作成が間に合わず、第 4 回計画の検討会と第 4 回の運協に持ち越しさせていただく。

事務局からは以上となる。

【3 (第 8 次・期) 高齢者介護福祉計画 (第 3・4 章) の素案について】

- 会長 それでは、次第に従い進めさせていただく。はじめに、(第 8 次・期) 高齢者介護福祉計画 (第 3・4 章) の素案について、協議をさせていただく。事務局から説明をお願いする。

- 高齢福祉課長 本日差し替えでお配りした資料 1 の第 3 章計画の基本理念と基本目標をご準備いただきたい。また、第 7 次立川市高齢者福祉介護計画では該当箇所が p. 61 からになるので、併せて見ながらご意見をいただきたい。

はじめに、計画作成については、国が定めた基本方針では、第 6 期以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置付けており、2025 年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、第 8 期においては第 7 期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する 2040 年の双方を念頭に高齢者人口や介護サービスのニーズを中・長期

的に見据えて第8期の計画に進むことが求められている。その点を考慮して策定をすることになるため、この第1部第3章第1節では、立川市の地域包括ケアシステムと題してこれまでの進捗状況を記載している。本日の差し替えだが、9月29日の第3回計画策定等調査検討会で、ご意見をいただいた点を赤字で加筆修正をしている。

第1節では、地域包括ケアシステムと題して記載をさせていただいている。その中で、第8期では認知症施策推進関係閣僚会議で決定された認知症施策推進大綱に基づいての記載が漏れていたのので、ここに加えている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる立川市を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら共生と予防を両輪に、認知症をポジティブにとらえ、本人発信支援として、認知症とともに生きる希望宣言の展開が求められている。また、従来から要請している認知症サポーターとキャラバンメイト、認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズを結び付けるためのチームオレンジの取組を推進するというを加えた。更にこのような背景から、認知症になっても高齢者にとって住みよいまちであり、住み続けられるまちを目指していくことを加え、最後は地域共生社会の実現も目指すということで締めている。

続いて、p. 4の第2節基本理念になる。第7期では個人を尊重して人と人がつながり、その人らしい生活ができるまちとしていたが、第8期では住み慣れた地域を加え、立川に長く住み続けるということを前面に出している。

p. 5の第3節基本目標は、前回お見せしている8つの基本目標になる。第7期では基本目標は地域包括システム構成のための5つの要素である介護予防、生活支援、住まい、医療、介護を5つの目標としていたが、8つの目標に細分化し更に市民に分かりやすい表現としている。計画の柱の一つとして、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進が挙げられたので、今回は認知症施策を特出しし、認知症になってもその人らしく暮らせるまちを目標の一つとしている。また、第7期の住まいの整備では、暮らしやすい住まいが充実したまちとして、安全・安心して暮らせるまちと分けている。また、第7期で生活支援体制の整備とされていた目標では、課題ごとの施策変化を明確にするために相談体制と地域の助け合いは分けて基本目標を設定し、地域での支え合いである互助を大切にしたい皆で支え合いながら暮らせるまちを目標に掲げ、人と人、人と社会が繋がり一人一人が生きがいやかかわりを持って助け合いながら暮らしていくことができる包摂的なコミュニティ、地域や社会を作るという地域共生社会の実現を目指していく基本方針としている。

続いて、第4章高齢者施策の展開になる。第1節では施策体系が、基本理念、8つの基本目標、21の施策の方向性が図式化されている。更に、施策の方向性にぶら下がる本基本施策が全部で78項目あり、p. 9からの第2節に掲載されている。

第2節の各目標の構成は、第7次計画時の立川市の状況と第7次計画の方針を記載し、次の第8次計画について、第8次計画時の立川市の現状と課題、方針、施策の方向性と基本施策一覧という作りになっている。p. 9の基本目標1 いつまでも健やかに暮らせる

まちでは、運動、栄養、社会参加の3つの施策の重要性をうたっているが、栄養の中に口腔ケアを含むという文言を加えている。p.10では、介護予防事業の推進、生涯学習の推進、社会参加の場の拡充、就労につなげる仕組みづくりの推進の4つにそれぞれ基本施策があり、全部で14項目ある。第7期ではここに生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進があったが、基本目標3 皆で支え合いながら暮らせるまちに移っている。また、高齢者の通いの場の活動の施策も第7期では入っていたが、基本目標3に移してある。

p.11の赤字は、9月29日の計画策定等調査検討会で指摘があり、2021～2023年度の方
向・目標を令和3年度から令和5年度の方
向・目標へ、全体的に記載の修正を行っ
ている。続いて、p.13の寿教室は、高
齢化が進んでおり以降の文章で、80
歳以上の人数が入っていないとの指
摘があり、記載を加えている。p.14
の生きがい活動の支援では、合計の
人数に誤りがあると指摘があり、赤
字で修正をしている。

p.20の基本目標2 認知症になっ
てもその人らしく暮らせるまちでは、
前回の計画策定等調査検討会で、認
知症施策に施策推進大綱の本人意思
の尊重の部分が入っていない点、チ
ームオレンジの記載が第7次と第8
次で大きな相違点がない点に指摘
があり、赤字で修正をしている。具
体的には、「認知症地域支援推進員
を中心に認知症施策を推進していき
ます。」の後に、「そのために、未配
置の4地区において認知症地域支援
推進員の増配置を目指します。また、
認知症の人や家族の困りごとの支
援と認知症サポーターを結びつけ
るためのチームオレンジの推進に努
めます。」と追記し、認知症推進員
の役割についてもっと施策を進める
記載を行っている。

続いて、p.22の(6) 認知症の人
との共生でも、令和3年から5年度
の方
向・目標に認知症サポーターを中心
とした支援チーム(チームオレンジ)
の準備に向けて検討していくとい
う記載を追加している。他にp.23
の17. 認知症の人やその家族への
支援では、認知症地域支援推進員
の配置について、南エリア・北エ
リア各1名ずつ配置されている現
状について記載し、令和3年度から
5年度の方
向・目標として、認知症地域支援
推進員の6生活圏域の配置を目指
すとの記載をしている。また、「認
知症地域支援推進員を配置し、認
知症サロンや認知症カフェの立ち
上げ・運営支援を行います。また、
認知症の人の意思の尊重、本人発
信の支援、家族への支援を行います。」
との記載も加えている。

続いて、p.25の基本目標3 皆で
支え合いながら暮らせるまちにつ
いて、施策の方向性と基本施策一
覧の、21. 地域福祉コーディネー
ター・生活支援コーディネーター
による地域づくりの推進は、先程
説明した基本目標1から基本目標
3に移ってきた事業になる。

(8) 生活支援体制の整備の25.
多機能拠点(仮称:地域福祉アン
テナショップ)の設置は新しく加
えられた事業になる。26番は21
番と同様に基本目標1から基本
目標3に移ってきた事業となる。
p.27の21. 地域福祉コーディネ
ーター・生活支援コーディネーター
による地域づくりの推進の令和3
年度から5年度の方
向・目標は、地域福祉コーディネ
ーターと生活支援コーディネーター
の増配置を含めた活動の強化とい
う指摘をいただき、該当部分を修
正している。p.28、p.29は文
言のチェックのみである。

p. 30 の基本目標 4 相談しやすく様々なサービスを利用できるまちでは、基幹型の地域包括支援センターの人的支援や独居高齢者の支援策等についての記載の指摘があった。8次計画の方針では、総合的な相談支援の実施という文言は、当初は異なる文言だったが、正しい言葉に変更している。また、下段には「より身近に相談しやすい機会を創出することにより、困りごとの長期化や家庭内の抱え込み、社会的孤立を防ぎます。」と記載し、独居高齢者の支援策も社会的孤立を防ぐことの中に包含している。

p. 31 の施策の方向性と基本施策一覧中の 38. 総合的な相談支援の実施、39. 地域包括機能体制の整備の2つが新しい事業となる。p. 37 は基本施策の概要の下から2行目の小地域ケア会議*の*は何かとの質問があった。これは小地域ケア会議が何かという説明を別の箇所に記載するという意味で、記載は計画書の最後に用語集を加えることとしたので、後に確認していただくこととなる。p. 39 の 39. 地域包括支援センター機能強化体制の整備が今回追加になった事業で、主な担当課は高齢福祉課となっている。基本施策の概要は、2025年問題、2040年問題に対応するために、基幹型地域包括支援センター機能強化を図るとともに、人材育成を行い、職員の定着を図る。また、地域包括支援センター業務を補完する福祉相談センター機能の見直しを行う。現状では、市民からの相談が多種多様になり、医療介護福祉を超えた分野との連携が必要となったり、担当職員の専門知識が求められたりしている。一方で、職員配置の未配置や未定着も課題になっている。地域包括支援センターの業務の一部を福祉相談センターが担っているが、業務内容が明確でない部分もあり、十分に役割・機能を果たせていない状況となっている。地域包括支援センターの統括を行う基幹型地域包括支援センターを新たに機能強化型地域包括支援センターとして設置し、職員研修を実施することで、機能強化を図る。福祉相談センターの役割・機能を明確にし、本来の機能を果たすことができるように整備する。p. 41 の 42. 生活支援ショートステイ事業の年間利用者数については、記載を前回から変え、8名と10名にしている。p. 42 の 44. 成年後見制度の普及と推進については、27件の中に高齢者だけでなく、障害者の方の申し立ての件数も入っているので、その記載も追加している。

p. 44 からの基本目標 5 安全・安心に暮らせるまちについて、p. 45 の施策の方向性と基本施策一覧の 56. 災害・感染症対策の体制整備は新規の事業になる。続いて、p. 49 の 55. 介護保険施設等との協働による取組の推進は、主な担当課が防災課とどこなのかという指摘をいただき、福祉総務課と記載した。また、令和3年度～5年度の方針・目標について、「また、市内全社会福祉法人で構成されている立川市社会福祉法人地域貢献活動推進ネットワーク会議と連携し、災害時の協定締結に基づく受け入れ態勢の整備を進めます。」という記載を赤字で追加している。

続いて、基本目標 6 暮らしやすい住まいが充実したまちでは、p. 51 の施策の方向性と基本施策一覧の 62. 居住支援法人との連携体制の推進は新しい施策となっている。

続いて、基本目標 7 住み慣れた地域で最期まで暮らせるまちでは、p. 56 の 65. 在宅医療・介護連携に関する相談支援は、在宅医療・介護相談窓口の設置と出張暮らしの保健室

の記載が不十分で曖昧だと指摘があったので、在宅医療・介護相談窓口の設置に南エリアと北エリアの相談件数を記載し、出張暮らしの保健室についても、平成31年度から開始した事業だが相談件数を記載している。また、令和3年度～5年度の方針・目標は、「在宅医療・介護相談窓口において、地域の医療・介護関係者・地域包括支援センター等からの在宅医療と介護の連携に関する相談の受付、地域の医療・介護関係者の連携調整、情報提供を引き続き行えるよう体制を強化していきます。」と文言を赤字で追加している。p.57の67.医療と介護に関する多職種連携の推進は、訪問看護を受けるには介護保険からの支援、または、医療保険からの支援もあり、難病や障害の施策についても各施策保険制度の理解が十分ではないと指摘があり、令和3年度～5年度の方針・目標に、障害施策、難病施策等の他制度との連携をする機会を設けるなどの記載を赤字でしている。68.在宅医療と介護連携に関する普及啓発では、地域福祉市民フォーラムでは平成31年は横棒になっているが、実際にはフォーラムは開催されているのではなかったかと質問があり、この記載が誤解を招くので、「平成30年度は、地域福祉市民フォーラムを活用して在宅医療と介護連携に関する普及啓発を行いました。」ということで、平成31年度は別のテーマの取組となっていることがわかるような記載にしている。

一つ記載に誤りがあったので、訂正させていただく。p.31の施策の方向性と基本施策一覧の(10)相談支援体制の充実の39番だが、地域包括機能体制の整備と書いてあるが正しくは、地域包括支援センターの機能体制の整備なので修正を行う。

高齢福祉課からは以上となる。

- 介護給付係長 基本目標8 介護保険制度の適正な運営についての修正等を説明させていただく。p.58では2025(平成37)年度となっているが、正しくは令和7(2025)年度となるので修正させていただく。次に、p.62の人材の確保・育成については、もう少し詳細な施策を記載した方がよいと前回の検討会で意見があった。どういった支援がより効果的かを検討中であり、次の検討会等で示せればと思っている。次にp.63の72番は、方向性・目標が間違っていたので、「マニュアルなどの見直しを図るなど、委託先の社協と連携し、継続していく」と訂正を行った。次に、p.64の74.第三者評価システムの普及・促進では、「介護サービス事業者ガイドブック ハートページを市内の各地域包括支援センターに配り介護保険を利用する市民向けに配布するが、第三者評価に関するリーフレットも同時に渡すことで、介護サービス事業者に関する情報を利用者により多く提供し、第三者評価システムを活用します。」と追記している。次に、p.65の76.介護給付の適正化は、前回の計画策定等調査検討会でケアプラン点検についてももう少し記載した方がよいとの意見があり、全体的に修正を行い、主任ケアマネの連絡会と連携をして実施していくという旨を追加している。ただし、まだ詳細が決まっていないので、回数までは記載することができないが、今までより増やす予定ではある。次に、p.66の77.サービスのしおりや、情報誌及び広報特集号の発行は、方向性と目標に「介護サービス事業者

ガイドブック ハートページを市内の各地域包括支援センターに配り介護保険を利用する市民向けに配布することにより、介護サービス事業者に関する情報提供を充実させます。」と追記している。

全体を通して、前回の計画策定等調査検討会の時点で主な担当課というのが抜けている箇所は、赤字で追加になっている。また、2021年～2023年度の方角・目標になっていた箇所は、令和3年～5年度の方角・目標というように和暦へ修正を行った。

介護保険課からは以上となる。

○会長 ただ今の説明があった素案について、意見等があるか。

○A委員 中身の話ではないが、目標・施策の番号のつけ方について意見がある。例えばp. 8の施策の方角性では(1)から(21)まで連番で通しており、その下の具体的な施策については1から77番までである。第7次を携わった時にも思ったが、具体策を見た時にこれがどこの分類に入るのかがわかりにくい。基本目標は大分類で、施策の方角性は中分類、その下は具体策となっているので、具体策がどの大分類・中分類に属しているのかがわかるような番号の付け方をしてはいかかがか。第7次の際は、5項目で分かりやすかったが、今期は8項目になって、どの分類なのかがわかりにくくなっている。例えば、基本目標1～8ではなく、基本目標A～Hとし、施策の方角性はA-1、A-2、A-3、A-4、B-1、B-2…という風にした方がいいと思う。

○高齢福祉課長 実は9月29日の計画策定等調査検討会の資料では、p. 8の基本目標と施策の方角性について番号を振っておらず、委員から番号が振ってあった方がわかりやすいと指摘があり、修正を行っている。例えば、1 いつまでも健やかに暮らせるまちについては、p. 9の1 いつまでも健やかに暮らせるまちの1に対応しており、p. 10では1の目標に対して4つの施策の方角性があり、施策方角性(1)であれば、3つの基本施策がぶら下がっていることを示す表が掲載されている。

この番号については、前回の検討会の指摘を踏まえ追記を行ったが、意見で出た表記の方がわかりやすいということであれば、修正させていただく。第7次では施策の1と振っていたが、基本的には立川市の計画を立てる時のガイドラインに沿って、今回も第1節という記載になっており、節の振り方とか番号の振り方は、ガイドラインに沿って付けているのが現状となる。

○会長 他に内容的な部分で意見はあるか。

○A委員 基本目標の8項目の分け方だが、認知症を重く受け止めたということで分けたのは理解できるが、下の生活に関する5, 6, 7は、どれがどこに入っているのかわかりにくいので、まとめてしまってもいいのかと思う。全体のバランスがどうかという疑問がある。第7次の際は、5項目でバランスが良かった。

○高齢福祉課長 まず、基本目標7の住み慣れた地域で最期まで暮らせるまちについて、第7次では、在宅医療の推進に認知症施策が含まれていたが、今回は認知症施策推進大綱の決定から認知症施策をしっかりとやる方針となったため特出しをしており、基本目標の2番目となっている。

2点目として、生活支援体制整備について、地域共生社会の実現を進めていくにあたり、立川市は生活支援が弱く、生活支援をしっかりと整えていく必要がある。また、地域での支えあいについては、第7次ではぶら下がっている施策も多く、公的な公助と共助による生活支援と、自助と互助による生活支援を切り分けるという意味で2つに分けている。また、住まいについては、第7次では安心して暮らせる住まいの整備ということで、居住環境としてのハードの面の住まいとソフト面での住まいをしっかりと分けて施策を作るということで2つに分けた結果、8つになっています。この8つの基本目標で行くということについては、前回の運営協議会の中で承認を得ている。

○会長 基本目標5と6は、安全・安心と住まいを一括りにすると内容がぼんやりしてしまう。ただし、内容が重なっている部分や分かりにくい部分がないように、最終的に何をしていく目標なのか分かりやすく伝わるような工夫は必要となる。

他に意見はあるか。

○B委員 p.37の地域ケア会議の開催で、小地域ケア会議の*について述べていたが、*がどこに関連するのかが分からない。また、小地域ケア会議と地域ケア個別会議のそれぞれの定義がわからず、地域のことを話しているのが小地域ケア会議なのか、地域ケア個別会議は個別に課題を見つけて地域の課題にしていくのかといった違いはあるのか。

○高齢福祉課長 9月29日の計画策定等調査検討会では、*とは何かという質問があった。これは本来、小地域ケア会議とは何かという説明を、別の場所に記載するために付けた記号である。その説明は、冊子の最後に今後付け加えていくので、現在記載がない。

また、小地域ケア会議と地域ケア個別会議の違いについては、大元の地域ケア会議の中で、個人の個別の課題から立川市内の共通の課題を吸い上げて、施策にまで反映させていくという会議が地域ケア会議となっている。小地域ケア会議というのは、立川市は地域包

括支援センターを中心に6圏域に分かれており、それぞれのセンターと連携している事業者が課題について話し合っている。地域ケア個別会議というのは、関係者が集まり個別でケース会議を開くことをイメージしている。これらについて、一般の方が読んだ時にわかりにくいので、*を付けながら説明等付け加えさせていただく。

○A委員 様々な優れたサービスを考えているが、市民側からするとどういうサービスがあるのかが分からない。要支援・要介護の人の場合は、ケアマネジャーが提案してくれるので問題はないが、p.15のスポーツの振興などは参加者が少なく、サービスがあることを殆ど知らないのが理由である。地域包括支援センターへ行き、調べれば知ることができるが、どこにどのようなサービスがあり、何ができるのかがわかりにくいので、もっと広報活動が大切だと思うが、この中で記載されていないので、もう少し入れていただきたい。例えば、どこに行けばどのようなサービスを受けられるのかが分かる一覧表が掲載されたパンフレットがあれば分かりやすい。立川市の便利帳の中にサービスを紹介するページを追加する等はできないのか。

○高齢福祉課長 広報の在り方については、課題を感じている。本来であれば情報を知って欲しい方が関心を持っておらず、情報を伝えたい方へ伝わらないことがある。体の機能がすっかり落ちてから情報が伝わるのではなく、元気な内から情報が伝わり、要介護状態になる前からいろいろな支援を利用し、介護予防をしていくことが望ましい。

ご指摘のように広報の在り方を工夫する必要はあるが、p.27の地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターによる地域づくりの推進のところで、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターを一緒にしているが、これは広報と関連しており、生活支援コーディネーターが地域のサービスを集約して情報を伝えられるようになってもらいたい。また、p.29の新しくできる多機能拠点(仮称:地域福祉アンテナショップ)は、あまり介護予防に関心のない人がここに立ち寄ることによって関心を持ってもらい、地域の方々が気軽に楽しく集まれる拠点を作るという構想を地域福祉計画の中で重点課題として取り上げている。このような施策を通して、今まで情報が届かなかった人に情報が届けられないかと取組を検討している。

○会長 なるべく様々なアイデアをやってみるしかない。自分に関係ないと思っている人の目に付くような場所や立ち寄りそうな場所に置かないと難しい。郵便局や銀行等にパンフレットを置くなど。また、パンフレットに吹き出しやイラストを使うなど、作り方の検討もすべきだと思う。

他に意見はあるか。

○C委員 p.63の72番の赤字には、マニュアルなどの見直しを図るなどを委託先の社協

と連携し、継続していくとあり、p. 37 の 35 番 2 行目では社会福祉協議会と書いてある。働いている人達は社協が社会福祉協議会だと分かるが、省略しない方が良いと思う。

○高齢福祉課長 修正させていただく。

○会長 大きな点は変えにくい場合もあるが、意見をやる余地はまだあるので、引き続きよろしくお願ひしたい。

【4 (第8次・期) 高齢者介護福祉計画の構成について】

○会長 続いて、報告事項の1点目となる。今、協議を行った第8次高齢者福祉計画と第8期介護保健計画を合わせた高齢者の介護福祉計画の構成について、事務局から説明をお願いします。

○介護給付係長 資料2となる。左側が第8期の構成、右側が第7期の構成になっている。殆ど構成は変わらないが、その中でも第2章 第4節 2 調査結果の概要と第4章 第2節 施策の内容が主な変更となる。

第2章は今回大きく変更した第4章 施策の内容に準じて変更されている。第3章は、第7期では基本理念の説明、地域包括ケアシステムの説明という順番だったが、第8期では地域包括ケアシステムを先に説明し、基本理念、基本目標を説明するという順番に変更している。また、*について、資料編の第4節に用語の説明があるが、第7期計画の最後に載っている箇所が該当する。文章中に*が出てくるが、最終的に制作を行うので、協議の段階では気にしないでいただければと思う。表記を第何章、第何節としたのは、昨年度作成された立川市個別計画作成のためのガイドラインに基づいて変更している。

説明は以上となる。

○会長 質問などはあるか。なければ次の議題に移る。

【5 高齢者を取り巻く現状と課題 (第2章)】

○会長 続いて、報告事項の2点目となる。高齢者を取り巻く現状と課題 (第2章) について、事務局から説明をお願いします。

○介護保険係長 資料3の第2章 高齢者を取り巻く現状と課題について、説明させていただく。資料の内容について、最終的に第8期高齢者福祉介護計画の冊子の第2章部分の原案となる。原案は、今編成中なので空欄や数字が異なるものがあるが、ご了承いただいた上で説明を聞いていただきたい。

まず、p. 2 に掲載している人口の推移・推計ですが、人口は各年10月1日の現在の人

数と記載されているが、令和2年度は9月1日の人数を記載している。この後のページでも下線を引いた箇所については、本来記載すべき基準日でのデータが公表されていないので、予めご了承ください。また、第7期は推移しか載っていなかったが、推計が入っている方が比較しやすいと思い、今回から推計の方も記載している。内容については、令和7年度をピークに減少をする推計になっている。

次にp.3の高齢者人口の推移・推計について、人口の増加に伴って高齢者人口が年々増えているが、65歳～74歳の前期高齢者はここ数年横ばいの傾向にあるのに対し、75歳以上の後期高齢者は毎年増加している。結果的に、第8期の最終年度、令和5年度には高齢化率は25%近くまで上昇してしまうと推計している。

次にp.4の高齢者世帯の状況は、5年に1回の国税調査の結果ですので、前回と全く同じものとなる。平成27年の調査では、およそ3世帯に1世帯の割合で65歳以上の世帯者がいるという結果になっている。

次にp.5の認知高齢者の状況について、認知症を患う高齢者は年々増加していて、日常生活自立度がⅡ以上と認定された人は、被保険者の約10%で、認定を受けている人の半数以上が該当する結果になっている。日常生活自立度は、要介護認定の際の主治医の意見書において記載されるもので、段階がⅠ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb…となっており、全部で自立を入れて、8段階になっている。Ⅱaの判断基準は、日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが家庭内で多少見られても、誰かが注意していれば自立できるぐらいの状態である。

次にp.6の高齢者の住まいの状況、これも国税調査の結果で前回と同じ内容となっているが、一戸建ては横ばい傾向だが共同住宅に住んでいる人が増えている結果となっている。p.7の高齢者の就業状況についても、前回と同じ内容になっている。

次p.8の要支援、要介護認定者数等の推移・推計について、令和2年度は、30人程度の増加にとどまっているが、要介護の認定者数は平成31年度から比例して、第8期も増加していくと推計している。立川市では従来から要支援・要介護1の認定者の比率が高くなっている。

次にp.9の要介護・要支援認定率だが、令和2年度では18.63%。前期高齢者と後期高齢者で分けると、前期高齢者は5.18%、後期高齢者は30.85%となっている。後期高齢者の認定率が非常に高くなっているため、後期高齢者の割合が高まると認定者数が増えるという結果になっている。

p.10は、サービス利用者数の推移を示しているが、各サービスの年間の延べ利用者数を記載している。

次にp.11からp.25の第3節 日常生活圏域別の状況は、高齢福祉課の業務係長の方から説明を行うので、p.26に移らせていただく。こちらは、サービス事業所の設置状況を掲載している。平成29年度と比較すると、総事業者数が10事業者減っている。p.27は、施設・居住系サービスの整備状況で、特養など立川市内のある施設の一覧表になって

いる。今回から p. 29 の介護保険施設及び特定施設以外の整備状況を追加している。これは、住宅型有料老人ホームとサービス付高齢者向け住宅のことである。

次に p. 30 以降の方は、前に配布しました事前調査票の結果の抜粋の概要になる。以上が高齢者を取り巻く状況と課題となります。この第 2 章については、前述したように本来の基準日の数値になっておらず、記載内容の変更を検討している箇所もあるので、最終的な全体の協議で改めて確認していただければと思う。

説明は以上となる。

- 高齢福祉課業務係長 第 3 節 日常生活圏域別の状況を説明させていただく。まず、日常生活圏域の設定だが、これも第 7 次に引き続き 6 つの圏域の考え方を継承し、地域福祉コーディネーターを各圏域に 1 名配置し協働していくことで、それぞれの圏域の実情を踏まえた、きめ細かい高齢者福祉・介護の環境作りを進めていく。

次に p. 12 の圏域別・町別の高齢者等の状況だが、先程説明があったように、まだ数字が確定していないところもあるので、正しい数字が示せた時に確認していただきたい。

次に p. 14 の日常生活圏域別の状況で、検討会の中で各圏域の特徴として強みや弱みを把握した上で事業に取り組んだ方がよいという意見が多々あり、今回は第 7 次から変更をし、特に主な指標は全体が圏域での一律の高齢化率ではなく、現時点では第 7 次の数字だが各町別の高齢化率に変更した。次の圏域の現状と課題だが、各地域包括支援センターの方に問い合わせ課題があるかの抽出し記載を行った。最後に主な相談先・活動拠点だが、公共施設を含めてどういった施設があるのかを記載させていただいた。その中で、通いの場が検討会の中で話が出ており、生活支援コーディネーターの方で作成した「たちまちこみち」という立川市内の情報誌があるので、その中で各圏域に何か所ぐらいサロンがあるのかという記載をしている。他に、通所の介護、通所のリハビリがどのくらいあるのかも併せて、通いの場という表記にしている。これについては、通いの場という形で書いていいものかどうかは別ではあるが、現状はこのような形で表記をしている。

これが 1 番のふじみ地域包括支援センターから 6 番のかみすな地域包括支援センターまで記載をしている。説明は以上となる。

- 会長 質問や意見などはあるか。最初に私から、認知症の数字について、分母を要介護認定者としてどれくらいいるのか書いた方がよいと思う。要介護認定を受けている人の 50%以上が自立度Ⅱ以上というのは、重い現実と思う。第 1 号被保険者数が分母というのはわかるが、それ以外にも比較する必要がある。

- D委員 p. 15 の図だが、線で見ればわかるが、南部西の中ににしき福祉相談センターが文字で入っていると勘違いする方がいるかと思うので、ない方がいいと思う。また、p. 17 のにしき福祉相談センターは、本来南部東にしき福祉相談センターという言い方はして

いない。

○高齢福祉課長 修正を行う。

○会長 他に意見はあるか。

○E委員 p.17は、高齢者就労生きがい支援センターと書いてあるが、p.15にはシルバー人材センターが書いていない。整合性を図る必要がある。

また、p.26の表の23番に居宅介護支援事業所があるが、南部東地区が8事業所で、p.16の介護相談窓口の欄では居宅介護支援事業所が9か所になっている。北部東地区や西地区の数字も異なる。事業所は新しく出来たり、廃止になったりとズレがあるかと思うが、しっかりと整合性を図ってほしい。

もう1点、p.15の立川市総合福祉センター内の施設の表記が、「・立川市社会福祉協議会」となっている一方で、「・ボランティア・市民活動センターたちかわ」といった表記になっている部分もあり、ポチが重複しており分かりにくくなっている。

○介護給付係長 今回のE委員からの整合性及び表記についての指摘を反映し、修正させていただく。

○会長 圏域の話は、第6期の時に強く主張して項目ができたが、内容はもっと深みのあるものにしていく必要がある。現実的なものが事業になってしまうので、生活圏域も直面している課題等を事業に反映できればと思う。概要は交通と住宅の話が多いが、日常的な買い物などの情報を組み込めるとよいと思う。

自分が住んでいないから気になるが、北部東の話は、国分寺で生活上利用できるものなどと切り離せない気がする。どこの自治体でも書けていないが、周辺市と協働することに計画が一步踏み込めるとよい。周辺市の事業所を利用していることはあるが、これを超えていく計画がなかなかないのでご検討いただければと思う。

状況について、数字の不明なところがあれば、また、後日質問をいただきたい。

【6 令和2年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金評価指標の該当状況調査について】

○会長 続いて、報告事項の3点目となる。令和2年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金評価指標の該当状況調査について、事務局から説明をお願いする。

○介護予防推進係長 資料5 令和2年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力

支援交付金評価指標の該当状況調査について、交付金にかかる該当状況調査の結果と内示額が提示されたので報告を行う。交付金の趣旨として、平成 29 年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCA サイクルによる取組が制度化された。この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組みの達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設された。

令和 2 年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のメリハリ付けが強化された。制度の内容としては、国が定めた評価指標に基づいて、各保険者が評価を実施し、各点数に応じて都道府県や保険者に交付金が交付される。交付金は、国、都道府県、市町村及び、第 2 号保険料の法廷負担割合とは別に、介護保険特別会計に充当して、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要の取組を進めるために活用するということになっている。

令和 2 年度の評価指標と評価内容が次の表にまとめてある。指標内容については、大きな項目が 3 つあり、1 つ目に PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築、2 つ目に自立支援、重度化防止等に資する施策の推進があり、この中に 7 項目あり、介護支援専門員・介護サービス事業所等、地域包括支援センター・地域ケア会議、在宅医療・介護連携、認知症総合支援、介護予防・日常生活支援、生活支援体制の整備、要介護状態の維持・改善の状況等に関する指標がある。3 つ目が介護保険運営の安定化に資する施策の推進があり、この中に 2 項目あり、介護給付の適正化等、介護人材の確保に関する指標がある。それぞれの右に指標数、配点、平均点、立川市の点数を記載している。

() の中は、努力支援交付金に該当する分の点数になっている。

全体評価指標としては、76 指標あり、その内努力支援が 39、配点が 1,575 点、その内努力支援が 870 点、平均点は 939、その内努力支援が 476 点、立川市の点数は 872 点で、その内努力支援が 483 点となっている。令和 2 年度は、評価項目が増え、このような結果になった。100 点満点では、平均点は 60 点になり、努力支援は 55 点になる。立川市を 100 点満点で換算すると、55 点、努力支援は 56 点となる。平均を大きく下回っているものが、介護支援専門員・介護サービス事業所等に関する評価指標と地域包括支援センター・地域ケア会議に関する評価指標、介護給付の適正化等と介護人材の確保に関する評価指標の点数が低くなっている。

次に令和 2 年度保険者機能強化推進交付金内示額が 22,988 千円、介護保険保険者努力支援交付金内示額が 25,569 千円となっている。この交付金を活用した取組としては、平成 31 年度と今年度に健康体操応援プログラム普及事業というものを一般介護予防事業の

中でやっている。こちらは、地域づくりによる介護予防を推進するため、立川市の健康体操とラジオ体操を組み合わせた「健康体操応援プログラム」を広く知ってもらい、介護予防を住民主体で取り組む大切さを伝えることを目的に、平成31年度から2年間、立川市社会福祉協議会に委託して実施している。予算額は、4,000千円で、昨年度は健康体操の普及ということで出前の講座を各所で行い、市民会館では立川の体操を紹介するイベントを行っている。

財源内訳は、法定負担割合が第1号被保険者の23%に充てて活用するようになっていく。これが令和2年度で、令和3年度に向けての評価指標がでており、今、行っている。令和3年度のスケジュールとしては、ここで1度状況調査を行い、評価結果が11月に出て、12月に交付見込み額の提示があり、令和3年5月に交付額の内示があり、6月に交付申請、8月に交付決定となっている。

説明は以上となる。

○会長 質問などはあるか。なければ次の議題に移る。

【6 介護人材緊急確保対策事業について】

○会長 続いて、報告事項の4点目となる。介護人材緊急確保対策事業について、事務局から説明をお願いします。

○事業者係長 資料6の介護人材緊急確保対策事業について、まず概要だが、介護職員の確保のため、介護サービス事業者が負担する介護職員初任者研修の受講に要する費用を助成する。補助対象は、市内に所在する以下に掲げるいずれかの事業を行う事業所ということでここに列挙しているのが対象となる。支給金額は、介護職員初任者研修受講費用、1人上限10万円としている。これは、介護保険のサービス事業所が初任者研修を行う研修機関に対して直接10万円を支払うことも補助対象とし、職員が自らその研修費用を負担して、研修手当のような形で介護事業所が出した場合も対象とする。補助要件は、まず、介護職員初任者研修を修了し、補助申請をする介護サービス事業所は今年度については、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に受講費用・支給金等の支払いが完了していること。2点目として、研修を修了した介護職員は、申請時に市内に所在する介護サービス事業所に所属し、かつ、3ヶ月以上継続して就労しており、申請後も市内の介護サービス事業所に継続して勤務することが予定されていること。3点目に介護サービス事業者と介護職員が直接雇用契約を締結していること。派遣職員は、対象外となっている。4点目は、当該助成の申請に係る研修費用について、他の補助等を受けていないこと。

説明は以上となる。

○会長 質問などはあるか

- D委員 補助要件（2）について、申請時に3ヶ月以上就労していないといけないのか。
- 事業所係長 申請をしている時に既に3ヶ月立川市内の事業所に勤務しているということが条件になっている。
- D委員 受講して3ヶ月働いた後にお金を申請できるということか。
- 事業所係長 3ヶ月働いたという実績を持って支払いをするということになる。
- 会長 他に質問などはあるか。なければ次の議題に移る。

【7 介護サービス事業者緊急支援事業について】

- 会長 続いて、報告事項の5点目となる。介護サービス事業者緊急支援事業について、事務局から説明をお願いします。
- 事業者係長 資料7 介護サービス事業者緊急支援事業について、この事業の概要だが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、介護サービスの提供が困難な状況において、介護サービス事業所は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、サービスの提供を継続していただいたが、立川市ではコロナ禍における介護サービス事業所に対する応援給付金として、立川市介護サービス事業者緊急支援事業給付金を支給することとした。また、緊急時に使用する衛生用品を購入し備蓄することとした。

まず、1点目の立川市介護サービス事業者緊急支援事業給付金について、給付対象となる事業所は、令和2年10月1日現在に立川市内に所在する介護サービス事業所で、令和2年4月1日から5月31日までの間に、立川市の被保険者に対し、以下のサービスを提供した事業所となっている。ここに記載されている介護サービスが対象となっていて、支給金額は1事業所に対して300,000円となっています。この案内は、先週の金曜日に行い、本日までに申請がきている状況である。

2点目の、緊急時・衛生資材についてですが、緊急時に使用するマスク、使い捨てのエプロン、ゴーグル、キャップ、手袋を購入し、備蓄することを予定している。これは市内の事業所の方から、もしコロナの感染者が出た場合に対応できるような資材を市の方で一定数揃えるような要望があり、それに応えるような形になっています。金額にすると予算を500,000円ほど用意しており、今後どのようなものを交付するかは、市内の事業者と時期を見ながら進めていきたいと思っている。
- 会長 質問などはあるか。

- B委員 補助対象のチェックだが、先程の人材確保の対策事業でも思ったが、緊急支援事業では地域密着型特別養護老人ホームと書いてあり、先程の人材確保では地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と書いてあり整合性がない。
- 事業者係長 地域密着の件は、抜粋したものがそれぞれ違っており、緊急支援事業については、市内周知するようなものを用いてを抜粋したので、特別養護老人ホームだということがわかるような名称にしている。人材確保緊急対策事業については、都から抜粋したので、このようになっており、表現の統一性ということに関しては、協議会でこのような形で提出するのは不適切と思うので、以後気を付けていく。
- 副会長 支援事業は、金額もさることながら、出す必要な書類が少なくて本当に助かった。他の助成金、支援金は、書類をいくつも出して、行政担当窓口と何度もやり取りをしながら、何度も足を運んで1円単位でやり取りし、途中で心が折れそうになるが、今回に関しては書類1枚出すだけで済んだのでお礼を申し上げたい。
- 介護保険課長 日頃から立川市内で介護サービスを提供している事業所の皆様に、コロナ禍において、今日現在市内をクラスターが発生しておらず、一同感謝している。
今回の支援については、多摩26市の中で私共が行う前に10市か11市で応援給付金のなものをやっていた。私共も心から応援したいという気持ちで給付金300,000万円となっているが、立川市としてはかなり頑張ったと自負しております。今回問題になったのは事業報告書で、これについて非常に揉めたが、気持ちとしては本当に心から応援したいので事業報告書もいらない。また、是非人件費等に充てていただきたいということで今回応援給付金を出させていただいた。
- 会長 他に質問などはあるか。なければ次の議題に移る。

【8 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の開設・廃止について】

- 会長 続いて、報告事項の6点目となる。地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の開設・廃止について、事務局から説明をお願いします。
- 事業者係長 まず、地域密着型サービス事業所の開設について、報告を行う。ハイムガーデン立川幸町、株式会社ヘルシーサービス、立川市幸町4-17-10、地域密着型通所介護で定員9名、令和2年6月1日に開設した。この事業所は、事業譲渡によりグループ会社に事業を引き継ぎ、運営法人が変更となっているが、実際上はずっと継続してやっている。後ほど廃止の方にも同じ事業所が出てくる。
次に居宅介護支援事業所の開設について、介護相談ケアサポートさかえ 一般社団法人

栄福社会 立川市栄町3-2が令和2年9月1日に開設となっている。次に、ベストライフ西国立居宅介護支援事業所 株式会社ベストライフ東京 立川市羽衣町1-19-3 が令和2年9月1日に開設となっている。先程のハイムガーデンと同じでこちらも運営法人の変更で分社化となっている。後ほど、廃止のところベストライフから子会社のベストライフ東京になっている。

次に地域密着型サービス事業所の廃止について、ハイムガーデン立川幸町 アネット株式会社 立川市幸町4-17-10 地域密着型通所介護 定員9名、令和2年5月31日廃止で6月からは別の会社が運営となっている。次に、ゆいまあるデイサービス 株式会社ゆいまある 立川市栄町4-2-12 地域密着型通所介護 定員10名で令和2年9月30日に廃止となった。廃止の理由だが、事務所が手狭な状態にあり、新型コロナウイルス感染症の予防として密な状態を避けるために、大きなところと統合することになった。

次にp3だが、代表取締役の小林様と書いてあるが、正しくは小村様で訂正をさせて頂く。居宅介護支援事業所の廃止が4つあり、まず、つなぐライフ立川 つなぐライフ株式会社 立川市高松町3-21-3 居宅介護支援で廃止の時期は令和2年7月31日で、廃止の理由は介護支援専門員の退職となっている。次に、ベストライフ西国立居宅介護支援事業所 ベストライフ株式会社 立川市羽衣町1-19-31 居宅介護支援で廃止時期は令和2年8月31日で、9月1日からは株式会社ベストライフ東京となっている。最後に、ゆいまある南立川居宅介護支援事業所 株式会社ゆいまある 立川市羽衣町1-19-31 居宅介護支援で廃止時期は令和2年9月30日で、廃止の理由は、事務所が手狭な状態にあり、新型コロナウイルス感染症の予防として密な状態を避けるためとなっている。

- 会長 質問などはあるか。
- D委員 ゆいまある南立川は、羽衣町ではない。
- 事業所係長 修正を行い、修正後の書類を後日送らせていただく。
- E委員 説明は理解したが、私が知りたいのは、事業所が廃止になったことによって市民や利用者がどの程度の不利益を被ってしまったのか、しっかりと引き継いで問題がない状況にまでフォローをきちんとできているかどうかを報告していただきたい。
- 事業所係長 廃止の届け出を出した時には、必ず利用者の一覧を事業者の方からいただき、そのあと次の事業所に引き継いでいただくようお願いしており、最終的には何らかの形で引継ぎができていない状態で廃止となっている。利用者の方には色々と迷惑がかかるが、次のサービスへ結びつけられるようにしていく。
- 会長 他に質問などはあるか。

○E委員 協議事項(1)に戻ってしまうが、資料1(第8次・期)高齢者介護福祉計画(第3・4章)の素案についてのp.39の地域包括支援センターの機能強化について、福祉相談センターの業務内容が正確でない部分があるという現状があり、来年度からは機能強化型からの地域包括支援センターを新たに設置し、福祉相談センターの役割機能を整備するという趣旨がある。

私も福祉相談センターの役割機能について、これが本当に立川市における地域包括支援センターのランチ機能として正しい在り方なのかどうか課題だと思っていた。そういう意味でもう一度検討し、整備を始めるということは賛成であり、計画の中ではこれでいいと思う。

だが、福祉相談センターとしてそういう役割や機能を期待されても、そこまで出来ませんという話になる可能性がある。そこは地域包括支援センターとして苦勞するところ。可能性の話だが、その場合は福祉相談センターの委託をやめるとか、逆に形を変えて役割機能を再検討し、整備を行い複数箇所に新しい機能として10か所とか、20か所とか委託する。そういう可能性の形を含めた整備の選択肢を広げてほしい。そういう意見があったということだけとどめていただければと思う。

○高齢福祉課長 今いただいた意見を参考にしながら、立川市は6圏域あるが、1つの圏域がかなり広く、担当世帯が2,000以下の地域包括支援センターが協力しながら市民を支援していくところは非常に良い形だと思っている。ただ一つの圏域を移動していくという意味で、地域包括支援センターがどこにあるのかわからないという意見がまだにある中で、相談場所をどのように作っていったら市民に身近な窓口として機能していくかを考えていかななくてはいけないということでこういった書きぶりになっている。E委員の意見を参考にしながら、より良い相談支援体制を作っていくための検討をしていきたいと思う。

○会長 個別の質問をどんどん出していただき、わかりにくいことが多々あったと思うが、そもそも市民に伝わりやすいかどうかが一番大事な話だと思うので、色々な形を検討していければと思う。

他に質問などはあるか。

○A委員 近隣市との連携については、あまり触れていないが、施設の稼働率を良くし、且つ運営効率を上げるためには近隣と連携する視点を入れるのはいかがか。

○高齢福祉課長 例えば、北部東わかば地域包括支援センターの地域などは特に若葉町と栄町が飛び地になっており、その間に国分寺市の西町が入り、立川市と入り組んでいる。

この状況の中で、立川市民が利用したいものが国分寺市の施設であったり、逆に国分寺市民の身近な施設が実は立川市にあったりと、本来ならば近隣市町村と乗り入れしながら双方に使えるような仕組みが作っていったら理想的でいいと思う。

また、西砂地区については、事業所も少なく、実際には介護事業所の利用は昭島市や武蔵村山市の事業所をご利用されている市民の皆様が多いと思う。そういったことで、介護保険の事業者自体の乗り入れができていますので、西砂地区に事業所が少なくても何とかなっているが、市内に整備しなくてはいけないとも思う。

近隣市町村と連携しながら、自分の自治体だけで考えるのではなく、広い視野を持ちながら考えていく必要があり、今後の課題とさせていただきます。

- 会長 恐らくは実際の運用上では色々協働しているが、文章としてどこまで書くことができるのかは検討していただきたい。そこまで踏み込んでいる自治体はないと思う。

【9 事務局からの連絡】

- 会長 それでは、本日予定していた協議はすべて終了したので、事務局からの連絡をお願いしたい。

- 介護給付係長 事務局から連絡させていただく。次回の運営協議会の日程は、11月30日の15時から101会議室で行う。協議内容は、この計画の概要版等の協議をしていただく予定である。開催通知は11月中旬頃までには郵送させていただく。

次に、次回の計画策定等検討委員会の日程は、10月19日の15時から208・209会議室で行う予定である。開催通知は来週にはお送りさせていただきたいと思う。事務局からは以上となる。

- 会長 これをもって、第3回介護保険運営協議会を終了する。

午後5時0分 閉会